

大阪 社会 保険 時報



晩秋慕情

私たちが包み込む自然は、幾多の素晴らしい憩いを演出してくれる。季節、風情、味覚、どれを取ってみても素晴らしいものだ。長居公園を散策する。こんな可憐な花を目にしてしばし楽しむ。美しい宴のなかで、咲き誇る多くの花々を見ながら、ふとよぎった不思議な思いに気づく。「人間との共生」で得られるものの、重さである。自然の力に、人類の力と、叡智、努力が積み重ねで創り出されている財産なのに気づき、人間力の素晴らしさに重ねて感激する。このような環境をコーディネートしている多くの方達の努力に、心から感謝したい。(長居公園にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」のご提出をお願いします
- 11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です！
- 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます
- 協会けんぽからのお知らせ ・申請書・届出書は『新様式』で ・情報提供サービスが変わります
・高額療養費制度が平成27年1月から変わります！ ・限度額適用認定証をご利用ください！
- 「ねんきんネット」のご利用登録を！

職場内で回覧しましょう

「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」のご提出をお願いします



対象となる賞与

健康保険および厚生年金保険では、被保険者が労働の対償として受ける賃金・給与・俸給・手当等については、標準報酬の基礎としていますが、年末手当・ボーナス・賞与など、年間を通じて3回以下の回数で支給される賞与は、標準報酬の基礎から除き、標準賞与額として保険料を賦課することになっています。

なお、年4回以上支給される賞与は、標準報酬を決定する基礎となる報酬の対象となります。

賞与支払届の提出

被保険者に賞与を支払ったときは、5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」を年金事務所に提出することになっています。算定基礎届と同様に、あらかじめ被保険者の氏名などが印字された届書用紙と賞与支払届総括表が、登録されている賞与支払予定月の前月に送られてきますので、支払年月日や賞与額などを記入して提出してください。

なお、産前産後休業・育児休業に係る保険料の免除を受けている被保険者は、賞与についても保険料免除の対象となりますが、賞与支払届への記載は必要です。

また、賞与の支払いがない場合でも、賞与支払届総括表の届出は必要となります。

被保険者賞与支払届については、磁気媒体（CD・DVD）での届出が可能です。事業主の皆さまのご希望に応じて、被保険者の氏名などを収録した磁気媒体（CD-RW）が配布されますので、希望される場合は管轄の年金事務所までお申し出ください。

標準賞与額とは

標準賞与額とは、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額です。

標準賞与額には上限が設定されており、健康保険は年間（保険者単位で毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）540万円、厚生年金保険は1回の支給あたり150万円（同じ月に2回以上支給されたときは合算）となっています。

賞与の保険料額

賞与の保険料額は、各被保険者の標準賞与額に、毎月の保険料と同様の保険料率を乗じて得た額となります（事業主と被保険者が折半で負担）。

また、児童手当拠出金については、厚生年金保険の標準賞与額の総額に拠出金率を乗じて計算します（全額事業主負担）。

70歳以上の被用者について

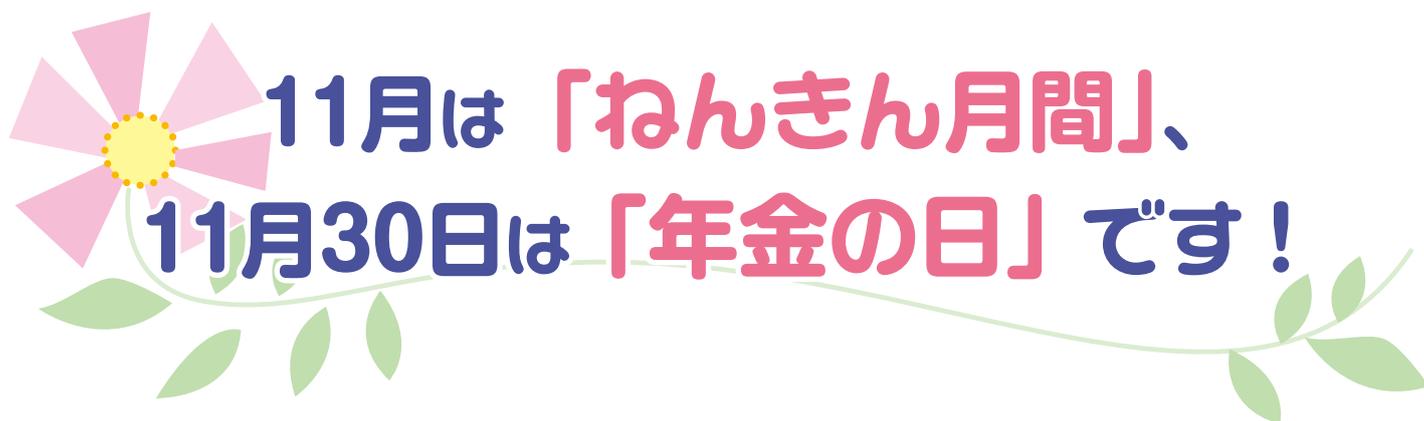
70歳以上の被用者に該当する方は、健康保険に係る賞与支払届のほか「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」を併せて提出してください。

なお、健康保険組合等の加入により、健康保険に係る賞与支払届の提出が不要であっても、「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」の提出は必要です。

ご不明な点は…



管轄の年金事務所までお問い合わせください



11月は「ねんきん月間」、 11月30日は「年金の日」です！

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、厚生労働省と協力して、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を積極的に行います。

また、今年から、「ねんきんネット」などを活用してご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らせていただくことを目的に、**11月30日(いいみらい)を「年金の日」と**することになりました。

主な活動として、年金事務所での「週末相談」や、全国各地の大型商業施設等での「出張年金相談」を行います。

また、厚生労働省においても、「わたしと年金」エッセイの厚生労働大臣表彰式の開催や、民間関係団体との協働イベントなどを実施します。

「ねんきんネット」であなたの
年金記録・年金見込額が簡単に確認できます！
この機会に、未来の生活設計について
考えてみませんか？



ご不明な点は…



管轄の年金事務所までお問い合わせください

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」 が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付された保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類を添付しなくてはなりません。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年始めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に控除証明書が送付されます。

なお、ご本人の保険料だけでなく、ご家族(配偶者や大学生のお子さまなど)の国民年金保険料を納めた場合も、その納付額的全額が、納めた方の控除対象となります。確定申告の際に、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ、手続きしてください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのお問い合わせはこちらまで
(今年度からダイヤルの名称、電話番号および受付時間に変更となりますのでご注意ください)



「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」

電話番号

0570-058-555(ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1144

※自動音声でご案内します。案内にしたがって「3」を押してください。

※一般電話からは市内通話料金でご利用いただけます。

受付期間

平成26年11月4日(火)～平成27年3月16日(月)

受付時間

●月曜日～金曜日：午前9:00～午後7:00

●第2土曜日：午前9:00～午後5:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。



ご不明な点は…



管轄の年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

申請書・届出書は『新様式』で

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまへのサービスと利便性の向上のため、**平成27年1月26日に新しい業務システムへの移行を予定**しています。

申請書・届出書を「見やすく」「わかりやすく」「記入しやすく」するため、平成26年7月から様式を変更しておりますが、新システムへの移行後に、旧様式でご提出いただきますと、協会けんぽでの事務処理が煩雑となり、給付金の支払い全体が遅延する恐れがあります。

ぜひ、お早めに新様式への切り替えにご協力をお願いいたします。

新様式の申請書・届出書は、協会けんぽホームページから「**申請書の印刷についてのお願い**」にご留意のうえ、ダウンロードしていただくか、協会けんぽ大阪支部までご用命ください。

申請書・届出書作成支援サービスが始まります

ホームページにて、画面に表示される案内にしたがって項目を入力いただき、申請書を作成できるサービスをご提供いたします（平成27年1月26日開始予定）。記入項目の説明を参照しながら入力できるほか、記入漏れや記入誤りによる再提出の手間が少なくなります。



これに伴い、**電子申請サービスは平成27年1月1日から休止させていただきます。**

情報提供サービスが変わります

医療費の照会や、事業主による生活習慣病予防健診の申し込み等を行うことができる「情報提供サービス」の画面構成が変わります。これまでわかりにくかったメニューをシンプルにし、ご利用されるサービスを見つけやすくします。

情報提供サービスの一覧

利用申請（被保険者）

医療費照会

生活習慣病予防健診申込(事業主)

利用申請（事業主）

お客様設定パスワードの変更

被扶養者データダウンロード

サービスの一時休止について

画面の構成変更に合わせてシステムのメンテナンスを行うため、次の期間サービスを休止させていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご了承をお願いいたします。

午前9時(予定)

休止するサービス	平成26年12月	平成27年1月			
	31日	1日~7日	8日~15日	16日~25日	26日
利用申請（IDの取得申請）	通常通り	休 止			通常通り
健診対象者アップロード	通常通り	休 止			通常通り
医療費照会		通常通り	休 止		通常通り

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

高額療養費制度が

平成27年1月から変わります！

高額療養費の自己負担限度額について、所得に応じたご負担を求める観点から、**平成27年1月診療分より、70歳未満の所得区分**が3区分から5区分に細分化されます。

※70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額については、変更はありません。

高額療養費とは

1カ月（1日から月末まで）に医療機関の窓口で支払った医療費が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が申請により払い戻される制度です。

入院したときの差額ベッド代や食事代、保険外の負担分は対象となりません。



医療機関窓口で支払った医療費
(総医療費の3割)

自己負担限度額

高額療養費
払い戻し協会けんぽの負担（療養の給付）
総医療費の7割

総医療費

自己負担限度額とは

高額療養費の自己負担限度額は、年齢および所得状況により設定されています。

平成26年12月診療分まで

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分A（標準報酬月額53万円以上の方）	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
②区分B（区分Aおよび区分C以外の方）	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
②区分C(低所得者)（被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400円	24,600円

注)「区分A」に該当する場合、市区町村民税が非課税等であっても、標準報酬月額での「区分A」該当となります。

平成27年1月診療分から

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア（標準報酬月額83万円以上の方）	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ（標準報酬月額53万~79万円の方）	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ（標準報酬月額28万~50万円の方）	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ（標準報酬月額26万円以下の方）	57,600円	44,400円
⑤区分オ(低所得者)（被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400円	24,600円

注1)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税等であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」該当となります。

注2) 被保険者の市区町村民税が非課税等の場合は、「非課税証明書」などの添付が必要になります。

多数該当とは

療養を受けた月以前1年間（直近12カ月間）に、3回以上高額療養費の支給を受けた場合は、4回目の月から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

限度額適用認定証をご利用ください！

限度額適用認定証とは (医療機関でのお支払いが自己負担限度額までで済みます)

医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となった場合には、あとからのご申請により自己負担限度額を超えた額(高額療養費)が払い戻されますが、入院時等の医療費の支払いは大きな負担になります。

そこで、70歳未満の方が入院や外来で診療を受ける場合に、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関窓口へ提示すると、入院時等の1カ月(1日から月末まで)の窓口(※1)でのお支払いが自己負担限度額(※2)までで抑えられ、**高額療養費の申請が原則不要になります。**(※3)

なお、**70歳以上の方は「高齢受給者証」を保険証と併せて提示することにより、原則窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。**

※1 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれの取り扱いとなります。

※2 高額療養費の「自己負担限度額とは」にある区分ごとの自己負担限度額までとなります。

※3 同月に入院や外来などの複数受診がある場合や、世帯での合算、多数該当の対象となる場合は高額療養費の申請が必要となる場合があります。

実際にどれくらいの窓口負担になるの？

総医療費：100万円 区分：ウ 窓口負担：3割

限度額適用認定証を提示しない場合

自己負担額 300,000円を負担 (総医療費1,000,000円×3割)

● 高額療養費支給申請書をご提出いただきますと、あとで212,570円が払い戻されます。

限度額適用認定証を提示した場合

自己負担限度額 87,430円を負担 (80,100円 + (総医療費1,000,000円 - 267,000円) × 1%)

● 高額療養費の払い戻し分(212,570円)が医療機関窓口で精算されるため、払戻し時の負担が自己負担限度額までで済み、高額療養費の申請が不要になります。

限度額適用認定証の発行までの流れ



※被保険者の市区町村民税が非課税等である場合は、「限度額適用認定・標準負担額減額認定申請書」および、被保険者の非課税証明書等が必要です。

平成27年1月1日から限度額適用認定証等の区分の表記が変わります

高額療養費の制度改正により所得区分が細分化されたことに伴い、平成27年1月1日から使用できる限度額適用認定証等の区分表記が変更になります。新しい区分表記の限度額適用認定証をお持ちでない方は、ご加入の協会けんぽ都道府県支部に「健康保険限度額適用認定申請書」をご提出ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

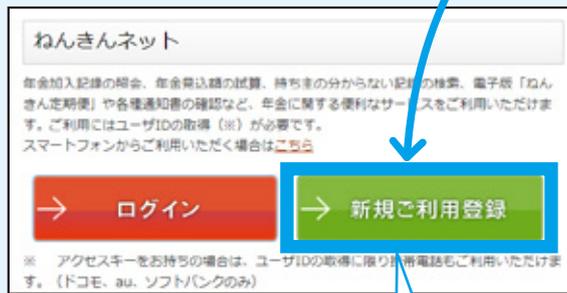
〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

「ねんきんネット」のご利用登録を！

1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

2 「ねんきんネット」サービス ご利用登録

●アクセスキーとは…

お客さまの誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。



「ねんきんネット(申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



スマートフォンの方はこちらからアクセスできます。